

# 高森町選挙管理委員会からのお知らせ

## 「明るい選挙」とは？

「明るい選挙」とは、有権者が主権者としての自覚を持って進んで投票に参加し、選挙が公明かつ適正に行われ、私たちの意思が正しく政治に反映される選挙のことです。そして、これを進めるための行政と民間が一体となった運動を「明るい選挙推進運動」といいます。

この運動の目的は①選挙違反のないきれいな選挙を行なうこと、②有権者がこぞって投票に参加すること、③有権者が普段から政治と選挙に関心を持ち、候補者の人物や政見、政党の政策などを見る眼を養うことです。特定の政党や候補者を支持したり、反対したりする政治活動や選挙運動とは、はっきり区別されます。



## みんなで徹底しよう 「三ない運動」

政治家は有権者に寄附を **贈らない!** 有権者は政治家に寄附を **求めない!** 政治家から有権者への寄附は **受け取らない!**

### 政治家の寄附は禁止。有権者が求めることも禁止。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。違反すると、処罰されます。また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。下記のようなものも該当します。

● お歳暮やお年賀



● 落成式・開店祝の花輪



● 入学祝・卒業祝



● 葬式の花輪・供花



● 病気見舞い



● お祭りへの寄附や差入れ



● 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝



● 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典



● 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入れ



● 町内会の集会や催物への寸志や飲食物の差入れ

